第20回
定時株主総会
招集ご通知

日 時

平成28年11月25日(金曜日)午前10時
(受付開始　午前９時30分)

場 所

東京都千代田区大手町二丁目６番１号

朝日生命大手町ビル27階
大手町サンスカイルーム D室

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

目 次

第20回定時株主総会招集ご通知 …… 1
添付書類
　事業報告 …… 2
　計算書類 …… 15
　監査報告書 …… 25
株主総会参考書類 …… 27
　第１号議案　剰余金処分の件
　第２号議案　取締役１名選任の件
　第３号議案　補欠監査役１名選任の件

株式会社ストライク

証券コード：6196

証券コード6196
平成28年11月８日

株　主　各　位

東京都千代田区大手町一丁目９番２号
株 式 会 社 ス ト ラ イ ク
代表取締役社長 荒　井　邦　彦

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年11月24日（木曜日）午後５時45分までに到着するようご送付いただきますようお願い申し上げます。**

敬具

記

１．日時　平成28年11月25日（金曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）
２．場所　東京都千代田区大手町二丁目６番１号
　　朝日生命大手町ビル 27階 大手町サンスカイルームD室
３．株主総会の目的事項
　報 告 事 項　第20期（自平成27年９月１日　至平成28年８月31日）事業報告及び計算書類の内容報告の件
　決 議 事 項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　取締役１名選任の件
　　第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以上

◎お土産のご用意はありませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.strike.co.jp）に掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

〔自　平成27年９月１日
至　平成28年８月31日〕

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による経済対策などを背景に、企業収益や雇用情勢の改善が継続し、個人の消費マインドも持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移していた中、今年に入ってから円高となり、英国のEU離脱などで日経平均株価や為替相場は乱高下しました。日銀が金融緩和策を推進し、マイナス金利政策を導入することで、企業が資金調達しやすい環境となりましたが、経営環境はより一層不透明感を増しております。

当社の事業領域である中堅・中小企業のM＆Ａにおきましては、オーナー社長の高齢化に伴う後継者問題などを背景に市場は拡大傾向にあります。内閣府の平成27年版高齢社会白書によると、日本国内の高齢者（65歳以上）の人口は過去最高の3,300万人、高齢化率は26.0％と４人に１人が高齢者となっております。また中小企業庁の2016年版中小企業白書概要によると、中小企業の経営者の高齢化は益々進んでおり、オーナー企業は社会的に後継者不在の問題を抱え、その解決策としてM＆Ａによる事業承継への期待が年々高まっております。

このような環境下、当社では、新規顧客の開拓のため、平成27年11月には全国６か所、平成28年6月には全国８か所でセミナーを開催し、中堅・中小企業におけるM＆Ａの活用法と事例の紹介等を行い、営業活動に取り組みました。また、関東信越税協連共済会、京都税理士協同組合及び公認会計士協同組合と業務提携をいたしました。さらに、税理士事務所、公認会計士事務所にネットワークを広げ、事業承継案件の開拓に取り組みました。加えて、平成28年６月21日には、東京証券取引所マザーズ市場に上場し、営業強化を図りました。

一方、受託案件の増加に対応するため、当事業年度においてM＆Ａコンサルタントを７名増員しました。さらに、業容拡大のため、平成28年８月１日には本社を東京都千代田区大手町に移転いたしました。

この結果、当事業年度においては計48組の案件が成約し、売上高は2,006百万円（前期比41.0％増）、営業利益は796百万円（前期比46.1％増）、経常利益は790百万円（前期比44.4％増）、当期純利益は510百万円（前期比55.2％増）と過去最高の業績となりました。

なお、当社はM＆Ａ仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資等の総額は41百万円であり、その主な内訳は、本社移転に伴う有形固定資産の取得39百万円等でありました。このほか、本社移転等に伴い、敷金を新たに89百万円差し入れております。

なお当事業年度において、重要な設備の除却、売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は平成28年６月21日に東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資により166,000株の新株式を発行及び第三者割当増資（オーバーアロットメント）により34,100株の新株式を発行し、625百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

①信用力の向上

中堅・中小企業の譲渡希望先にとって、会社を譲渡することは非常に重い決断であるとともに、今まで企業を育ててきた努力を将来の新たな活力に繋げる生涯における一大事であります。譲渡希望先は様々な不安を抱えながら、決断を行い、理想の買収先を求め、交渉を進めていきます。一方、買収希望先にとっては、貴重な経営資源を新たな会社に投下することは新たなリスクを抱えるものであり、慎重に会社を選定し、交渉を進め、決断を行います。

このような状況下、譲渡先と買収先がM＆Ａを進める上では、仲介会社である当社の信用力が必要不可欠であり、顧客からの安心感を得られる体制を構築することが重要な課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、社会的信用力の向上を目指すとともに、更に信頼される企業となるべく、社内管理体制及びコンプライアンス体制の整備・充実を図ってまいります。また、業務・サービスの品質を高めるべく、従業員の専門性を高めるため社内教育を推進するとともに、徹底的に顧客と向き合い案件を進めていく企業文化を構築するため、案件会議を毎週開催し、社内コミュニケーションの促進、情報の共有を推進してまいります。

②譲渡案件探索

M＆Ａ仲介事業の拡大のために、譲渡案件の探索及び受託を重要な課題と考えております。

当社では、セミナー開催、広報誌の発行、ＷＥＢ・新聞・雑誌での記事掲載により、M＆Ａに関する情報発信による潜在的な譲渡希望ニーズの発掘に取り組んでおりますが、発信する情報の拡充を図るとともに、効果的・効率的に譲渡案件が受託できるよう努めてまいりま

す。この一環として、新たに公開したM&A専門の情報サイト「M&Aonline」上のコンテンツを充実させることで情報発信を強化してまいります。また、経営者の悩みやニーズに適切に応えるべく、潜在的な顧客へのダイレクトマーケティングも持続的に強化してまいります。

一方、金融機関や会計事務所を中心とした業務提携により間接的な案件受託を推進しておりますが、当該受託の増加を図るため、新たな提携先の探索や提携領域の拡大に取り組んでまいります。新たな提携領域として、保険会社や税理士協同組合等との業務提携を開始いたしましたが、これらの提携関係については更なる強化に努めてまいります。

③M&A活動エリア、M&A対象分野の拡充

当社は、東京に本社を置くとともに、札幌、仙台、名古屋、大阪、高松、福岡に営業所を設置し、全国の企業をM&A仲介の対象としておりますが、社内の人的資源にも限りがあり、全国全てのエリアにおいてM&Aニーズへの十分な対応ができているとは判断しておりません。このため、顧客ニーズに十分な対応ができていないエリア等を見極め、その時々で注力エリアを選別することで経営資源の有効的な活用を図るとともに、中長期的にはそのエリアの拡大に努めてまいります。

事業承継問題を背景に、中堅・中小企業のM&A市場は活性化している状況でありますが、事業承継だけに限定することなく、ベンチャー企業のエグジット、事業整理、事業再生目的等多様なM&Aニーズにも対応を図るとともに、M&Aを利用した新たな問題解決手法を創出することも視野に入れ、M&A市場全体が発展していく中で安定的な経営が行えるよう努めてまいります。

④人材の確保・育成

当社では、M&A仲介事業を成長させるために最重要となる経営資源は人的資源であると考えており、優秀なM&Aコンサルタントを継続的に獲得し、育成し、維持していくことが課題であると認識しております。

獲得に関しては、専門的な知識を有する人材、多様な分野に精通している人材、営業力・交渉力に長けた人材等の有能な人材を獲得することに注力していく方針としております。とりわけ、当社は公認会計士・税理士が主体となって業務を行うことで、サービスの向上を図っており、公認会計士・税理士の採用を継続的に進めてまいります。

従業員の育成のため、専門的知識や専門的スキルの向上のための社内研修の充実、M&A情報の共有等の施策を図ることとしております。さらに、優秀なM&Aコンサルタントの定着率を向上させるため、成果主義に基づく給与制度や人事考課制度を採用しておりますが、社会環境や組織構造の変化に対応して随時見直しを行うとともに、従業員が積極的に仕事に

取り組める環境を整備してまいります。

⑤マッチングサイト「M&A市場SMART」の更なる活用

当社では、譲渡希望先の意向によって、インターネット上でのマッチングサイト「M&A市場SMART」に企業名を伏せたまま案件概要を掲載し、買収に関心のある企業を募っております。「M&A市場SMART」を活用し、不特定多数の企業から買収候補先を探索することは、譲渡希望者にとってはより良い条件での譲渡の可能性が高まるとともに、買収候補先にとっても譲渡案件を適時に把握でき、すぐに買収に参加できることとなり、双方にメリットがあります。このような「M&A市場SMART」の利点を生かし、顧客満足を一層高められるよう、継続的にWEBサイトの更新・強化を図ることで「M&A市場SMART」の利便性を高めるとともに、より多くの企業から「M&A市場SMART」を経由して買収希望を獲得できるよう、その普及に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分＼期別		第17期 平成25年8月期	第18期 平成26年8月期	第19期 平成27年8月期	第20期 (当事業年度) 平成28年8月期
売上高	(千円)	823,129	590,823	1,423,702	2,006,916
経常利益	(千円)	311,010	94,341	547,278	790,197
当期純利益	(千円)	181,185	81,974	329,113	510,783
1株当たり当期純利益	(円)	70.91	32.08	125.62	181.84
総資産	(千円)	918,676	782,873	1,696,571	2,722,312
純資産	(千円)	672,327	692,427	1,177,145	2,258,184
1株当たり純資産額	(円)	263.14	271.01	424.66	759.79

(注) 当社は、平成28年2月29日付で、普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成28年８月31日現在）

事　業	事業内容
M&A仲介事業	顧客間のM&Aを仲介、もしくはアドバイスし、顧客のM&A取引を創出しております。 またこれに付随して、顧客間でのM&A取引を検討するための判断材料の提供業務も行っております。具体的には企業評価、財務デューディリジェンス等の業務となります。

(8) 主要な営業所（平成28年８月31日現在）

事業所	所在地
本社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ18階
札幌営業所	北海道札幌市中央区北一条西四丁目２番２号 札幌ノースプラザ８階
仙台営業所	宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目１番８号 パルシティ仙台２階
名古屋営業所	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号 名古屋三井ビル本館７階
大阪営業所	大阪府大阪市中央区本町二丁目１番６号 堺筋本町センタービル13階
高松営業所	香川県高松市紺屋町９番地６　高松大同生命ビル５階
福岡営業所	福岡県福岡市博多区東比恵二丁目７番14号

(9) 従業員の状況（平成28年８月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
34名	7名増	34.9歳	3.6年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況
該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成28年８月31日現在）

（1）発行可能株式総数　10,000,000株
（2）発行済株式の総数　2,972,100株
（3）株主数　723名
（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社K&Company	900,000株	30.28%
荒井　邦彦	897,500株	30.20%
鈴木　伸雄	141,500株	4.76%
石塚　辰八	136,500株	4.59%
三井住友信託銀行株式会社	134,000株	4.51%
大同生命保険株式会社	83,000株	2.79%
渋谷　大	38,000株	1.28%
西武信用金庫	37,500株	1.26%
多摩信用金庫	37,500株	1.26%
山梨中銀経営コンサルティング株式会社	37,500株	1.26%

（5）その他株式に関する重要な事項
①当社は平成28年２月29日付で、株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数が2,766,456株増加しております。
②平成28年６月20日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が166,000株増加しております。
③平成28年７月21日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が34,100株増加しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
平成26年６月７日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額　　払込を要しない
② 新株予約権の行使価額　　１株につき238円
③ 新株予約権の行使条件　　新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。
イ）権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。
ロ）新株予約権の目的である株式が証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権の権利行使ができるものとする。
ハ）その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
④ 新株予約権の行使期間　　平成28年７月１日から平成35年８月31日まで
⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	60個	普通株式　30,000株	1人

(2) 当該事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容等の概要
該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（平成28年８月31日現在）

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役	荒井邦彦		
取締役副社長	鈴木伸雄	執行役員企業情報部統括部長	㈱セルバンク 取締役 ㈱ISホールディングス 取締役
取締役	中村康一	執行役員管理部長	
取締役	田代正明		
常勤監査役	荒木二郎		三協立山㈱ 取締役（監査等委員）
監査役	寿藤聡		税理士法人ブレイン綜合会計 代表
監査役	黒松百亜		晴海協和法律事務所

（注）１　田代正明氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２　荒木二郎、寿藤聡及び黒松百亜の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

３　当社は、東京証券取引所に対し、田代正明、荒木二郎、寿藤聡及び黒松百亜の４氏を独立役員として届け出ております。

４　常勤監査役荒木二郎氏は金融機関の経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しており、監査役寿藤聡氏は公認会計士及び税理士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

５　平成27年11月24日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって、取締役石塚辰八氏は任期満了により取締役を退任いたしました。また、平成28年２月29日開催の臨時株主総会において、当社株式の譲渡制限の廃止を決議し、同日をもって取締役及び監査役全員の任期が満了となったことに伴い、上記取締役及び監査役全員が選任され、同日付でそれぞれ就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役田代正明氏並びに社外監査役荒木二郎氏、社外監査役寿藤聡氏及び社外監査役黒松百亜氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項で定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取　締　役	5名	55,500千円
(うち社外取締役)	(　　1名)	(　　1,800千円)
監　査　役	3名	7,800千円
(うち社外監査役)	(　　3名)	(　　7,800千円)
合　　計	8名	63,300千円

(注) 1　取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

2　上記の取締役の支給人員には、平成27年11月24日開催の第19回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

3　平成26年11月25日開催の第18回定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額400百万円以内、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内となっております。

4　取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員に対する月額固定報酬について、役位、職務内容、職務量等を踏まえ、取締役の報酬は取締役会で決議し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。なお、取締役については、業績に対する経営責任を明確にする観点から、固定的な報酬の他に、業績連動の報酬を支給することとしており、業績連動報酬については、取締役会で決議しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

監査役荒木二郎氏は三協立山株式会社の社外取締役(監査等委員)を兼務、監査役寿藤聡氏は税理士法人ブレイン綜合会計の代表を兼務、監査役黒松百亜氏は晴海協和法律事務所を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動内容

地位及び氏名	主な活動状況
取締役 田 代 正 明	就任後に開催された取締役会には19回中18回出席し、主に会社経営者としての経験で培った知識や見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
常勤監査役 荒 木 二 郎	当事業年度に開催された取締役会には、24回の全てに、また、監査役会には、12回の全てに出席し、主に金融機関を通じて培った知識や見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役 寿 藤 聡	当事業年度に開催された取締役会には、24回中22回、また、監査役会には、12回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役 黒 松 百 亜	就任後に開催された取締役会には、19回の全てに、また、監査役会には、12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

(注) 1 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条第２項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

2 平成27年11月24日開催の第19回定時株主総会決議により、監査役会設置会社となりました。

3 平成27年９月１日から平成27年11月24日開催の第19回定時株主総会決議により、監査役会設置会社となるまでに、全監査役による監査役協議会を５回開催しております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　　12,500千円

②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　13,750千円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 監査役会は、当社規模、特異性及び監査日数等の諸要素を勘案し、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して、報酬を支払っている非監査業務の内容は、「監査人から引受事務幹事会社への書簡（コンフォートレター）」作成業務であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6．会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社では、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・法令及び定款を遵守し、かつ社会的な要請や期待に応えていくことを企業倫理として醸成していき、コンプライアンス推進委員会を中心に、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。

・取締役は、重大な法令違反や社内規程違反を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、必要に応じて外部専門家に協力いただきながら対応に努める。

・反社会的勢力との取引排除に向けて、反社会的勢力に対する基本方針を定め、社内に周知し、これらに該当する者に対して毅然とした態度で対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・文書管理規程、営業秘密等管理規程を制定し、社内情報の保管・管理を行う。

・個人情報保護規程、情報システム管理運用規程等を制定し、安全に情報が管理される体制を構築する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理規程を制定し、これに基づき、リスクの事前把握に努めるとともに、会社のリスク情報が社長に集約される仕組みを構築し、迅速かつ適切な組織対応を図る。

・法律事務所及びその他専門家から必要に応じて助言を受けるとともに、リスクに対して迅速な対応が図れるようこれらの者と密接な関係を構築する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制に基づく職務執行の効率化を図る。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社に関係会社は存在しないものの、新たに関係会社が生じた場合には、遅滞なく関係会社の管理のための規程を制定し、適切な管理体制を構築するものとする。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、その使用人の独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合又は補助すべき使用人の増員を求めた場合、監査役と協議の上、適任と認められる使用人を配置する。

・監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、その使用人に対する指揮命令、監督、人事考課等の権限は監査役会に移譲されるものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・毎月定期的に取締役会を開催し、取締役から重要事項について報告を行うものとする。また、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況等を報告するものとする。更に、監査役は、定期的に社長との意見交換会を開催するとともに、定期的に管理部担当役員から業績等についての詳細報告を受ける。

⑧監査役の職務執行で生ずる費用又は債務に関する事項

・監査役会は、毎年、監査役の職務に関する予算を会社に請求できるものとし、また、予算が不足する場合には追加での費用を請求できるものとし、当社は、明らかに職務に関係しないと認められるものが含まれる場合等拒否事由がある場合を除き、これに応じる。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役は、監査役の監査環境の整備、向上に協力する。

・監査役は、管理部その他の各部門に対して、必要に応じて、監査への協力を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

①取締役会は24回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役１名が選任されております。また、コンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス推進委員会を開催するとともに、役職員に対し必要な研修を行っております。社内規程等は常時見直しを行い更新するとともに、その内容を周知し、常時確認できるようにしております。

②監査役会は12回開催され、全員が社外監査役により構成されております。監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

(注) 本事業報告中における記載数字は、金額・株数は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

平成28年８月31日現在

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,539,140**	**流動負債**	**464,127**
現金及び預金	2,384,070	買掛金	23,194
売掛金	92,469	未払金	198,750
前払費用	20,463	未払費用	18,014
繰延税金資産	30,492	未払法人税等	177,041
その他	12,197	前受金	1,080
貸倒引当金	△554	預り金	3,501
固定資産	**183,171**	その他	42,545
有形固定資産	**45,628**	**負債合計**	**464,127**
建物	30,707	（純資産の部）	
工具、器具及び備品	14,920	**株主資本**	**2,256,035**
無形固定資産	**825**	**資本金**	**431,268**
ソフトウエア	825	**資本剰余金**	**409,018**
投資その他の資産	**136,718**	資本準備金	409,018
投資有価証券	20,467	**利益剰余金**	**1,415,749**
繰延税金資産	3,385	その他利益剰余金	1,415,749
その他	112,865	繰越利益剰余金	1,415,749
		評価・換算差額等	**2,148**
		その他有価証券評価差額金	2,148
		純資産合計	**2,258,184**
資産合計	**2,722,312**	**負債純資産合計**	**2,722,312**

損　益　計　算　書

(自　平成27年９月１日
至　平成28年８月31日)

(単位：千円)

科　　目	金　　額	
売上高		**2,006,916**
売上原価		**708,221**
売上総利益		**1,298,695**
販売費及び一般管理費		**501,709**
営業利益		**796,985**
営業外収益		
受取利息	177	
受取配当金	1,040	
その他	110	1,327
営業外費用		
支払利息	226	
株式交付費	7,889	8,116
経常利益		**790,197**
税引前当期純利益		**790,197**
法人税、住民税及び事業税	284,371	
法人税等調整額	△4,958	279,413
当期純利益		**510,783**

株主資本等変動計算書

（自　平成27年９月１日
至　平成28年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	114,630	92,380	92,380	965,949	965,949	1,172,959	4,185	4,185	1,177,145
当期変動額									
新株の発行	316,638	316,638	316,638			633,276			633,276
剰余金の配当				△60,984	△60,984	△60,984			△60,984
当期純利益				510,783	510,783	510,783			510,783
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							△2,036	△2,036	△2,036
当期変動額合計	316,638	316,638	316,638	449,799	449,799	1,083,076	△2,036	△2,036	1,081,039
当期末残高	431,268	409,018	409,018	1,415,749	1,415,749	2,256,035	2,148	2,148	2,258,184

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、建物（平成28年３月31日以前に取得した建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～22年
工具、器具及び備品	４～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号　平成28年６月17日)を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額は軽微であります。

２．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　3,148千円

３．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　2,972,100株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たりの配当額　(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月24日定時株主総会	普通株式	60,984	11,000	平成27年８月31日	平成27年11月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年11月25日開催の定時株主総会の議案として、次の通り提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年11月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	104,023	35	平成28年８月31日	平成28年11月28日

(3) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　201,500株

4．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	10,940千円
未払賞与	10,489千円
未払社会保険料	2,276千円
未払家賃	4,980千円
一括償却資産	2,162千円
投資有価証券評価損	1,483千円
その他	2,494千円
繰延税金資産合計	34,826千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△948千円
繰延税金負債合計	△948千円
繰延税金資産の純額	33,878千円

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達する方針としております。一時的な余資は主に流動性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金が必要となる場合には銀行借入により調達する方針としております。

また、デリバティブ取引等の投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。買掛金及び未払金は、そのほとんどが２ヵ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ）信用リスクの管理（取引先の契約不履行等に係るリスク）

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とするとともに、毎月取引先毎に回収状況及び債権残高を管理することによって、回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。

ロ）市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財政状態等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新し、十分な手元流動性を維持すること等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。((注２）を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
① 現金及び預金	2,384,070	2,384,070	—
② 売掛金	92,469	92,469	—
③ 投資有価証券	9,107	9,107	—
④ 買掛金	(23,194)	(23,194)	—
⑤ 未払金	(198,750)	(198,750)	—
⑥ 未払法人税等	(177,041)	(177,041)	—

(*）負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

(注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

④ 買掛金、⑤ 未払金、⑥ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　分	当事業年度 (平成28年８月31日)
非上場株式	11,360

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,384,070	―	―	―
売掛金	92,469	―	―	―

６．関連当事者との取引に関する注記

開示すべき主要な取引はありません。

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　759円79銭

１株当たり当期純利益　　181円84銭

(注) 当社は、平成28年２月29日付で、株式１株につき500株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益を算定しております。

8．重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年９月29日開催の取締役会において株式分割による新株式の発行を行う旨の決議をしております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

(1) 目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の割合及び時期

平成28年12月１日付をもって平成28年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式数１株につき３株の割合をもって分割いたします。

(3) 分割により増加する株式数

普通株式5,944,200株

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年10月20日

株式会社ストライク
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　塚　原　克　哲　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　義　仁　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ストライクの平成27年９月１日から平成28年８月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年９月１日から平成28年８月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事象

個別注記表に記載のとおり、当社は平成28年９月29日開催の取締役会において、平成28年12月１日を効力発生日とした株式分割を決議しております。

平成28年10月24日

株式会社ストライク　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　荒　木　二　郎　㊞

監査役（社外監査役）　寿　藤　　聡　㊞

監査役（社外監査役）　黒　松　百　亜　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　　剰余金処分の件

当社は、事業の成長及び拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金35円　総額104,023,500円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年11月28日

第２号議案　取締役１名選任の件

コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役を１名増員することとし、その選任をお願いいたしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
神谷　和彦（かみや　かずひこ） (昭和22年８月28日生)	昭和47年11月　昭和監査法人(現　新日本有限責任監査法人)入所 昭和52年３月　公認会計士登録 平成７年５月　太田昭和監査法人(現　新日本有限責任監査法人)代表社員 平成22年７月　神谷和彦公認会計士事務所開設(現任) 平成23年５月　わらべや日洋㈱(現　わらべや日洋ホールディングス㈱)社外監査役就任(現任) 平成25年６月　㈱ISホールディングス社外監査役就任(現任) 平成27年６月　戸田建設㈱社外監査役就任(現任) 平成28年６月　FDK㈱社外取締役（監査等委員）就任(現任)	―株

(注) 1．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．神谷和彦氏は社外取締役候補者であります。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、届け出る予定であります。
3．神谷和彦氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験と専門性を有し、また上場会社の社外

役員としての職務経験をもとに、客観的な立場から当社の経営に関与いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4．神谷和彦氏が社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、当社の定款の定めに基づき責任限定契約を締結する予定であります。その契約の概要は、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任を同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。

5．神谷和彦氏は、平成27年11月24日開催の定時株主総会において、当社の補欠監査役として選任しておりますが、本定時株主総会終結の時をもって、選任の効力を取り消すものといたします。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
小駒　望（こごま　のぞみ） (戸籍名：今岡　望（いまおか　のぞみ）) (昭和55年７月31日生)	平成18年12月　新日本監査法人(現　新日本有限責任監査法人)入所 平成20年４月　パレスキャピタル㈱入社 平成22年11月　公認会計士登録 小駒望公認会計士事務所代表（現任） 平成24年８月　虎ノ門有限責任監査法人パートナー（現任） 平成28年６月　ユナイテッド㈱監査役就任（現任）	―株

(注)１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．小駒望氏は補欠の社外監査役候補者であります。

３．小駒望氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏には、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただきたいため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

４．小駒望氏の選任が承認され、監査役に就任する場合には、当社は同氏との間で、当社の定款の定めに基づき責任限定契約を締結する予定であります。その契約の概要は、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任を同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。

以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　　場：東京都千代田区大手町二丁目6番1号

朝日生命大手町ビル

27階 大手町サンスカイルームD室



交通のご案内

JR……東 京 駅「日本橋口」：徒歩約2分

地下鉄…大手町駅「B6出口」 ：直結

東 西 線：徒歩約2分

丸ノ内線：徒歩約8分　　半蔵門線：徒歩約8分

千代田線：徒歩約10分　三 田 線：徒歩約10分

三 越 前 駅　半蔵門線「B2出口」：徒歩約3分

◎本総会専用の駐車場、駐輪場はご用意しておりませんので、ご了承ください。

UD FONT